

京都駅東南部エリア事業者等まちづくり連絡会議 規約

(名称)

第1条 本連絡会議は、「京都駅東南部エリア事業者等まちづくり連絡会議」と称する。

(活動エリア)

第2条 本連絡会議は、「京都駅東南部エリア活性化方針（以下「活性化方針」という。）の対象エリアを中心に活動を行う。

(目的)

第3条 本連絡会議は、本エリア内及びその周辺で活性化方針の取組に賛同する事業者等が、それぞれの強みや視点をいかし、地域自治を担う住民組織である「山王自治連合会」や、幅広い多文化共生に取り組む団体が集う「東九条まちづくり連絡会」との連携の下、活性化方針に掲げる将来像の実現に寄与していくことを目的とする。

(事業)

第4条 本連絡会議は第3条の目的達成に向け、本連絡会議として設定する目指すべきまちの姿である「共通ビジョン」の実現に向けた取組を推進するための事業を実施する。

(会員)

第5条 第3条の目的に賛同する法人及び会則を有する任意団体（以下「入会団体」という。）をもって構成する。

2 ただし、会員の了承の下、会員以外の者を本連絡会議に出席させることができる。

(入会)

第6条 会員として入会を希望する団体は、入会申込書（第1号様式）を提出しなければならない。

2 前項の入会申込書の提出があったときは、会員の了承の下、入会させることができる。

(退会)

第7条 会員は、退会届（第2号様式）を提出し、任意に退会することができる。

(事務局)

第8条 本連絡会議の事務を処理するため、京都市総合企画局総合政策室内に事務局を置く。

(会議の開催)

第9条 本連絡会議は定期的を開催する。なお、開催日時など必要な事項を別途事務局から通知する。

(雑則)

第10条 この規約に定めるもののほか、本連絡会議の運営等に関し、必要な事項は別に定める。

【附則】

この規約は、令和7年8月28日から施行する。

【附則】

この規約は、令和8年3月17日から施行する。

【附則】

この規約は、令和8年5月27日から施行する。

(第1号様式)

年 月 日

京都駅東南部エリア事業者等まちづくり連絡会議 様

入会申込書

「京都駅東南部エリア事業者等まちづくり連絡会議」の目的に賛同し入会を希望しますので、「京都駅東南部エリア事業者等まちづくり連絡会議規約」第6条の規定により、入会申込書を提出いたします。

入会が決定された後は、会員として、「京都駅東南部エリア活性化方針」に掲げる将来像の実現に向けて、取り組むことを誓約いたします。

団体名		
代表者	役職	
	氏名	

連絡先等

連絡会議 出席予定者 (実務者の方)	役職	
	氏名	
担当者	役職	
	氏名	
電話番号		
メールアドレス		
住所		

(第2号様式)

年 月 日

京都駅東南部エリア事業者等まちづくり連絡会議 様

退 会 届

「京都駅東南部エリア事業者等まちづくり連絡会議」から退会を希望しますので、「京都駅東南部エリア事業者等まちづくり連絡会議規約」第7条の規定により、退会届を提出いたします。

団体名		
代表者	役職	
	氏名	

<退会理由>

--